

平成27年度 熊本県知的障がい者施設協会

職員研修会〈開催要綱〉

「 共生社会の実現を考える 」

～ 障害者差別解消法を学ぶ ～

1. 趣 旨：

平成28年4月1日より施行される「障害者差別解消法」では、障がい理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現に資することを目的としています。差別解消法の措置として、①不当な差別的取り扱い②合理的配慮不提供の禁止が挙げられています。

私たちが障がいのある方々の支援をしていく中で、これらの不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供とはどのようなことを指すのでしょうか。例えば、支援者として、障がいを理由にご本人の想いや願いを叶えることが出来なかったり、支援の試行（思考）をする前に難しいと思いこんでいることが、不当な差別や合理的配慮の不提供に抵触してしまうことになってはいないでしょうか。

本研修会では、障害者差別解消法地域協議会のありかた検討会委員として国の制度作りに関わられました、又村あおい様を講師としてお迎えし、法律の概要理解に留まらず、支援者としての立場や視点で制度を捉えた時に、私たちに課せられた役割・具体的な実践を考える機会にしたいと企画しました。グループ意見交換会も予定しています。多数の御参加をお待ちしております。

2. 主 催： 熊本県知的障がい者施設協会

3. 日 時： 平成27年11月14日（土） 13：20 ～ 16：30
（受付 13：00～13：20）

4. 会 場： 熊本学園大学 14号館 2階 1421教室（別紙参照）
熊本市中央区大江2-5-1

5. 参加対象者： 熊本県知的障がい者施設協会 会員施設職員

6. 予定参加人員： 100名
会場の都合上、先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。

7. 参 加 費： 無料

8. 日 程

受 付	13：00～ 13：20
開 会	13：20 ～ 13：30
講 演 会	13：30 ～ 15：00 （90分）
休 憩	15：00 ～ 15：10
グループ意見交換会・グループ意見発表 講師より助言	15：10 ～ 15：50 （40分） 15：50 ～ 16：20 （30分）
閉 会	16：20 ～ 16：30

9、講演詳細について

演題：「 障害者差別解消法の概要と支援現場に求められること 」

講師 又村 あおい 氏

○プロフィール

成城大学卒業後、神奈川県平塚市役所で8年間障害福祉担当部署に勤務。
その後神奈川県庁に出向後、内閣府（障害者施策担当）に出向され、
障害者差別解消法地域協議会のありかた検討会委員を務める。
現在は平塚市役所に帰庁。全国で講演活動を行う

《主な役職等》

- ・全日本手をつなぐ育成会連合会政策委員、機関誌「手をつなぐ」編集委員
政策研究開発センター委員
- ・日本発達障害福祉連盟・JLニュース編集長 「発達障害白書」編集委員
- ・早稲田大学文化構想学部臨時講師

《得意分野》

- ・障害者総合福祉法や児童福祉法をはじめとする障害福祉全般
- ・相談支援と意思決定支援
- ・障害者権利条約や障害者虐待防止法などの権利擁護
- ・障害者優先調達推進法などの給与（工賃）向上
- ・障がいのある人の暮らしとお金
- ・障がいのある人への支援を通じた地域作り

《著書》

- ・あたらしいほうりつの本（全日本手をつなぐ育成会）

○講演内容

2016年4月からスタートする「障害者差別解消法」は、障がいの有無に関わらず相互の人格や個性を尊重する共生社会の実現を目指す法律です。その背景には、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」の理念があります。

一方で、とりわけ知的・発達障がいのある人に引きつけて考えてみると、まだまだ障がい特性の理解も進んでおらず、誤解や思い違いを発端とした差別や虐待も少なくありません。その意味で、知的・発達障がいのある人への支援に当たる方々には、単に自らの事業所における差別の解消を目指すだけでなく、もう一步踏み込んだ取組みが求められます。

今回は、障害者権利条約の批准と、批准に向けた障害者関連施策の拡充を入口に、障害者差別解消法の概要を押さえるとともに、支援現場へ求められる取組みについても触れたいと思います。